重要事項説明書

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

１．事業の目的と運営方針

要介護状態・要支援状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することにより要介護状態・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業者の内容

（１）提供できるサービスの地域

事業所名	短期入所施設浜石の郷
指定番号	２２７３１０００４６
所在地	静岡市清水区由比阿僧189番地の１
法人名	社会福祉法人　　慈照会
代表者氏名	理事長　　田辺　寿
電話番号	054－377-1177
ＦＡＸ番号	054－375-5707
サービスを提供する地域	静岡市　富士市　その他地域　　＊送迎サービス制限有

（２）事業所の従業者体制

	常勤	非常勤	
管理者	１名		（兼務）
医師		１名	
生活相談員	１名以上		（兼務）
看護師または准看護師	１名以上	１名以上	
介護職員	７名以上		（兼務）
栄養士	１名		（兼務）
機能訓練指導員	１名以上		（兼務）
調理員その他従業者	委託		

（３）設備の概要

居室	4人部屋	４室
	個室	４室
食堂	利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・イス・食器等の備品類を備えます。	
浴室	1室	檜風呂（２～3名） 個浴　２ヶ
洗面所及び便所		各部屋に設置
機能訓練室		1室
	利用者が、使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。 （機能訓練器具：平行棒　　ホットパット）	

３．サービスの内容

（１）基本サービス

①短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食事

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

③入浴

週に2回入浴していただけます。但し、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

・更衣・排泄・食事・入浴等の介助

・体位交換・シーツ交換・事業所内の移動の付き添い等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。

看護師による健康チェック・様子観察によりご利用者の体調変化に留意します。

(2) 基本サービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。

②レクリェーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費かかるものがございます。（利用期間中に行われる場合）

4．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額（併設短期入所介護型）

（1）基本料金（1日あたり）

従来型個室

介護度	基本報酬	機能訓練体制加算	夜勤職員配置体制加算Ⅲ	サービス提供体制加算Ⅲ	送迎加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）
要支援１	451単位	12単位		6単位	片道184単位	10単位/月	（基本単位＋各加算）の17.6%
要支援２	561単位	12単位		6単位			
要介護１	603単位	12単位	15単位	6単位			
要介護２	672単位	12単位	15単位	6単位			
要介護３	745単位	12単位	15単位	6単位			
要介護４	815単位	12単位	15単位	6単位			
要介護５	884単位	12単位	15単位	6単位			

従来型多床室

介護度	基本報酬	機能訓練体制加算	夜勤職員配置体制加算Ⅲ	サービス提供体制加算Ⅲ	送迎加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）
要支援１	451単位	12単位		6単位	片道184単位	10単位/月	（基本単位＋各加算）の17.6%
要支援２	561単位	12単位		6単位			
要介護１	603単位	12単位	15単位	6単位			
要介護２	672単位	12単位	15単位	6単位			
要介護３	745単位	12単位	15単位	6単位			
要介護４	815単位	12単位	15単位	6単位			
要介護５	884単位	12単位	15単位	6単位			

若年性認知症利用者受入加算〈個別120単位〉…40歳以上65歳未満で認知症と診断された方

＊地域区分　6級地

＊1単位あたりの**単価10.33円**になります。

＊利用者負担は、上記の1割となります。但し、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方は自己負担割合が**２割または3割**になります。

□その他の費用

（１）滞在費・食事代について（1日）

	第１段階	第２段階	第３段階①	第3段階②	第4段階
滞在費（従来型個室）	380円	480円	880円	980円	1,331円
滞在費（　多床室　）	0円	430円	430円	530円	1,015円
食事代	300円	600円	1,030円	1,360円	1,645円（朝349昼822夕474）
日用品費（リネン　衛生用品等）	150円				
嗜好品代	144円				

（３）理美容代

月1回出張美容サービス（不定期）

５．サービス利用に当たっての留意事項

（１）利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

（２）事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

６．非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき月１回利用者及び従業者等の訓練を行います。

７．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

８．事故発生時の対応

サービス提供により事故発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

９．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な理由を説明をし、同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用者相談室　　窓口担当者：高田知明（ショートステイ相談員）
ご利用時間　　月～金曜日　8時30分～17時30分
ご利用方法　　電話　　054－377-1077

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
所在地　　静岡市葵区追手町５－１
電話　　054-221-1088

静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課
所在地　　静岡市葵区春日2丁目４－34
電話番号　　054-253-5590

静岡県社会福祉協議会運営適正化委員会
所在地　　静岡市葵区駿府町１－70
電話番号　　054-653-0840

静岡市清水福祉事務所高齢介護課
所在地　　静岡市清水区旭町6番８号
電話番号　　054－385-2116

苦情処理第三者委員
氏名　　笹間　靖弘
住所　　静岡市清水区由比北田110-44
電話番号　　054-375-4386
氏名　　望月　恵美子
住所　　静岡市清水区由比町屋原189-24
電話番号　　054－375-2643

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしております。

協力医療機関

名称　　共立蒲原総合病院
住所　　富士市中之郷2500－１
電話　　054-581-2211

名称　　静岡市立清水病院
住所　　静岡市清水区宮加三1231
電話　　054-336-1111

名称　　清水厚生病院
住所　　静岡市清水区庵原578番地の１
電話　　054-363－3333

名称　　清水さくら病院
住所　　静岡市清水区袖師町2001番地
電話　　054-340-8301

＊緊急時の連絡先に指定がある場合は、事前にご連絡ください。

14．損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15．個人情報使用について

ご利用者の個人情報を下記について必要最小限の範囲内で使用します。

１．使用する目的

利用者のためのケアプラン作成（変更）及びケアプランに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等に必要な場合。

２．使用する事業者の範囲

指定介護サービスの事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護支援に協力が必要な地域の行政機関や民生委員等の関係機関（団体）の担当者（利用者の介護支援に協力が必要な関係者に限る）

３．条件

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

（２）緊急を要すると判断した場合は、相手に対して、関係者以外の者に提供する事もある。その場合は、相手方に対して関係者以外の者に漏れないよう厳重に注意を促すとともに速やかに利用に対して報告すること。

（３）個人情報を使用した会議、相手方、内容の経過を記録しておくこと。

16．　福祉サービス第三者評価の実施状況　　（　有　・◯無　）

17．　ハラスメントへの対応　　○

（1）事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

（2）事業所は、ハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

（3）ハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和　　年　　月　　日

＜事業所＞

法人名　　社会福祉法人慈照会
代表者　　理事長　　田辺　寿　　㊞

所在地　　静岡市清水区由比阿僧189番地の１
事業所名　　特別養護老人ホーム浜石の郷
説明者　　高田　知明　　㊞

私は、本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者＞

住所

氏名　　㊞

電話番号

私は下記の理由により契約者に代わり上記署名を行いました。

代筆者　　㊞

理由（　　）